

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する 特別措置法に基づく合理化事業計画について

平成元年7月25日
衛環第103号 各都道府県廃棄物
行政主管部(局)長宛厚生省水道
環境部環境整備課長通知

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(昭和50年法律第31号)。以下「法」という)の施行についてはかねてより御尽力願っているところであるが、管下に資金上の措置を伴う合理化事業計画策定の予定がある市町村を有する都道府県にあっては、昭和61年1月13日衛環第2号水道環境部長通知とともに下記の事項に十分留意し、当該市町村の適切な指導に努められたい。

なお、昭和63年11月7日衛環第144号環境整備課長通知は廃止する。

記

- 1 法第3条の合理化事業計画に従って市町村(特別区の存する区域にあっては都とする。以下同じ)が一般廃棄物処理業者に交付する交付金のうち、廃棄した運搬車、運搬船等の設備及び機械の減価を補てんするために償却後の取得価額又は帳簿価額を基準として交付する金額(以下「減価補てん金」という)並びに転廃業を助成するため別紙に掲げる試算式によって算定した金額(以下「転廃業助成金」という)については、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の3及び67条の4の転廃業助成金等にかかる課税の特例の対象となること。
- 2 この課税の特例措置の適用を受けるためには、策定された合理化事業計画ごとにそれぞれの大蔵省の告示が必要であること。
- 3 大蔵省の告示においては、各市町村が法に基づき交付する交付金のうち課税の特例の対象となる交付金の範囲について統一的運用を図るため減価補てん金と転廃業助成金の合計(転廃業助成金等)を「転廃業助成金」という名称で指定することとなること。
したがって、課税の特例の対象となる交付金については、必ず合理化事業計画において転廃交付金という名称を用いることとし、それ以外の交付金については転廃交付金という名称を用いないこと。
- 4 法第3条第3項の承認をしようとするときは、事前に厚生省に協議すること。

(別紙)

(1) 予定耐用年数以内の場合

① 償却方法として定額法を選定している場合

$$\text{転廃業助成金} = \frac{P \times N_2}{0.9 \times N_1 + 0.1 \times N_2} \times C$$

P 減価補てん金

N₁ 機械設備の残存耐用年数

N₂ 機械設備の予定耐用年数

k 償却率

C 市町村の定める係数

d 市町村の定める係数

(C ≠ d)

② 償却方式として定率法を選定している場合

$$\text{転廃業助成金} = \frac{P}{(1 - k)^{N_2} - N_1} \times C$$

(2) 予定耐用年数を過ぎている場合

$$\text{転廃業助成金} = P \times d$$